森林病害虫防除事業補助金のご案内
（松くい虫被害の予防対策）

松くい虫による松枯れ被害を防ぐため、松の幹に薬剤を注入（以下「樹幹注入」という。）する費用の一部を補助します。

▼ 補助金の額等

・樹幹注入する費用の５０％（１００円未満切捨て）
・限度額１０万円（申請多数の場合は、予算の範囲内で限度額を調整させていただく場合があります。）

▼ 採択の基準

・上越市森林病害虫防除事業補助金交付要綱の要件に適合することが必要です。
・補助金の交付を受けることのできる人及び団体は、次の２つの要件に該当する松を保全する人及び団体とします。
⑴ 町内会を代表する松（松の所有者の同意を得て、町内会が推薦した松で、市長が認めたものに限る。）
⑵ 地上１．２ｍの高さにおける幹の直径が２０㎝以上の松。
事例　「神社の松」、「お寺の松」など

▼補助対象外となる松

前項の要件にかかわらず、次に掲げる松は、補助金の対象となりません。
・文化財保護法第２７条の規定により指定された松
・森林法第２５条の規定により指定された保安林の松
・国又は地方公共団体の所有又は管理に係る松

▼ 選定方法

松の形状、生育状況などを確認し選定します。

▼ 申請に必要な書類

・補助金交付申請書
・見積書
・松の写真（必ず松の全景と地上1.2ｍの直径が確認できるもの）
・位置図（住宅地図など縮尺 1/2500 程度）
・事業計画書
・松の所有者の同意書（申請者と所有者が異なる場合）
・町内会の推薦書（個人が申請する場合）

裏面あり

▼ 申請書提出先

農林水産整備課林業水産係、または各区総合事務所へ提出してください。郵送での提出も可能です。総合事務所への提出先は下表の通りとなります。

浦川原区・板倉区	産業グループ農政班
柿崎区	建設グループ整備班
上記以外の区	総務・地域振興グループ産業建設業務窓口班

▼ 申込み締め切り　　令和 8 年 11 月 30 日(月)

▼ その他

１２月下旬頃までに交付決定通知書を郵送しますので、到着後に樹幹注入を行ってください。事業完了後は、実績報告書と領収書の写し等を提出していただくことになります。

【問合せ先】
〒943-8601
上越市木田 1 丁目 1 番 3 号
上越市　農林水産整備課　林業水産係
担当：丸田・加藤
℡ 025-520-5759（内線 2148・2151）